

ガソリンの詰め替え販売における本人確認等に関する事項について

令和元年 12 月 20 日に危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第 67 号)が公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを販売するため容器に詰め替えるときは、**顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成**を行うこととされました。顧客への使用目的の確認を十分行い、必要に応じてガソリンの適切な取扱いについて周知されるようお願いいたします。

また、ガソリンの容器への詰め替えを行う場合には、**消防法令に適合した容器であることの確認など、消防法令の遵守を徹底**するようお願いいたします。ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません。

ガソリンスタンド事業者の皆様におかれましては、本改正内容の適切な運用を行うとともに、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※令和 2 年 2 月 1 日から義務化。

令和 2 年 2 / 1 施行 **ガソリンスタンド事業者の皆様へ**

ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合、
消防法で ① 顧客の本人確認
② 使用目的の確認
③ 販売記録の作成
を行うことが義務づけられています。

※不審者を発見した場合は、警察へ通報をお願いします。
(緊急時は110番)

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

消防庁 **警察庁**

本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領(消防危第 197 号令和元年 12 月 20 日)については、下記リンクから確認いただけます。

また、「台帳様式例」(販売記録表)、「注文書例」、「リーフレット」についても、ダウンロードができます。

総務省消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/tutatsu.html>